

(庶ろー15-B)

令和2年2月18日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井 芳明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症について、別添のとおり、厚生労働省から「新型コロナウイルスを防ぐには」が公表されましたので、参考としてお知らせします。

各庁におかれては、既に、手洗いや咳エチケットなどの感染予防策を励行していただいているところですが、このような感染予防策を講じることが改めて求められていますので、とりわけ当事者や一般来庁者等との対応に当たる職員については、必要に応じてマスクやアルコール製剤等の備品も有効に利用するなどして、裁判所施設内での二次感染等の予防に一層努めるようにしてください。また、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止のため、発熱等の風邪の症状が見られるときは学校や会社を休むようにも呼びかけられていますので、上記のような症状が見られる場合には職員が休暇を取得することを躊躇しないようにしてください。

最高裁判所としては、今後も必要な情報を速やかにお知らせしていく予定ですが、各庁において、個別の事務について対応に疑義が生じた場合には、引き続き高等裁判所を通じて総務局第一課総合監理調整係宛てに照会してください。

なお、職員に対し、別紙を回覧するなどしてこの旨を周知してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

令和2年2月18日

職 員 各位

最高裁判所事務総局総務局

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症について、別添のとおり、厚生労働省から「新型コロナウイルスを防ぐには」が公表されましたので、参考としてお知らせします。

職員の皆さんには、既に、手洗いや咳エチケットなどの感染予防策を励行していただいているところですが、このような感染予防策に一層努めるようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止のため、発熱等の風邪の症状が見られるときは学校や会社を休むようにも呼びかけられていますので、上記のような症状がみられる場合には休暇を取得し、登庁を差し控えるようお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症について、個別の事務において対応に疑義が生じた場合には、職制を通じて所属の総務課に相談してください。

(別添)

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、^{せき}咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは^{ひまつ}飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、
専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>